健康保険証の廃止を延期し、今の健康保険証の存続を求める意見書

政府はマイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めるため、健康保険証を 2024 年 12月2日に廃止することを閣議決定しました。

これまでマイナ保険証をめぐっては、様々なトラブルが発生してきました。マイナ保険証に他人の情報がひもづけられていた、無保険者扱いで10割負担を患者に請求した、他人の医療情報が閲覧された、表示される負担割合と健康保険証の負担割合が異なっていた等です。

こうしたトラブルにより、世論調査では健康保険証の廃止について延期や撤回を求める 声が7割を超えています(2023年12月時点)。個人情報に対するセキュリティの甘さや高 齢者施設等でのカード管理の問題、診療情報等の活用が患者にメリットをもたらすかどう か分からないなど、マイナ保険証への移行に対する国民の不安や疑問が払しょくされてい ないことの証左です。マイナ保険証の利用率が2024年4月時点で6.56%と低迷している 原因を、医療機関の受付での声掛けに求めるのは見当違いです。

デジタル化は日本にとって喫緊の課題であることは間違いありません。しかし、国民の不安を置き去りにして強引に突き進むと、かえってデジタル化が後退してしまいます。政府は、個人情報は国民一人ひとりのものであることを自覚した上で、「不安払拭なくしてデジタル化なし」を肝に銘じなければなりません。

政府はマイナ保険証を持たない人向けに発行する資格確認書について、保険者が有効期間を5年以内で設定し、当分の間、マイナ保険証を保有していないすべての人に交付する方針を示しています。このような資格確認書が、今の健康保険証と何が違うのか理解できません。資格確認書の交付には事務負担やコストが伴い、初めての資格確認書の事務作業ではミスの発生や混乱が予想されます。

そもそも、河野デジタル大臣が 2022 年 10 月に突然、「2024 年度秋に現在の健康保険証の廃止を目指す」ことを打ち上げ、2023 年の通常国会でトラブルが頻発し不安が高まる中、政府・与党が健康保険証を廃止するマイナンバー法等改正案の成立を強行したことが混乱の原因です。

よって、政府に対し、国民の不安を払拭し、国民皆保険の下、誰もが必要なときに、必要な医療が受けられる体制を堅持するために一旦立ち止まり、政府の考え方の総点検を行うとともに、2024年12月の健康保険証の廃止を延期し、一定の条件が整うまで今の健康保険証を存続させることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

青森県議会

(第318回定例会・発議第1号・田名部定男外6名提出)

## ガザ地区における即時停戦を求める意見書

2023年10月7日、ハマス等武装勢力がガザ地区からイスラエル領内に越境攻撃を行い、多数の死傷者が発生し、罪のない一般市民に多大な被害が発生しました。さらに、一般の市民を含む多数の方々がハマス等武装勢力により誘拐され、いまだ多くの人質が解放されないまま、「人間の盾」や交渉の道具として利用されています。こうしたハマス等武装勢力によるイスラエル文民への攻撃は、国際法違反のテロ行為であり、強く非難し、人質の即時解放を求めます。

これに対し、イスラエルはガザ地区への空爆、地上侵攻や電力、燃料、物資等の封鎖、 さらにはガザ地区全土での地上作戦を展開しています。多くの子どもも犠牲となる深刻な 人道危機が発生しています。いかなる理由があろうともすべての紛争当事者は国際人道法 を厳守すべきです。

ガザ地区での人道状況悪化を踏まえ、安保理は、去年 11 月 15 日に「人道的休止」を求める決議を採択し、同年 11 月末に一時的な戦闘休止が実現しましたが、戦闘は再開しました。また、今年 3 月末にラマダーン中の即時停戦を求める決議を採択しましたが、停戦は実現しませんでした。ICJ はイスラエルに対し、ジェノサイドの防止とガザ地区南部・ラファでの軍事作戦の即時停止を求める暫定措置命令を二度出していますが、現在でもガザでの人道危機は継続しています。日本政府は、人道上、即時停戦に向けて、関係国や当事者にあらゆる働きかけを行うべきです。

よって青森県議会は、政府に対して、第一に、ハマス等武装勢力に対し、人質の即時解放を求め、イスラエルに対しては、国連の決議や ICJ の暫定措置命令を履行し、即刻停戦と人道支援可能な環境の確保、多くの文民を無差別に巻き込む軍事作戦の停止を繰り返し強く求め、第二に、すべての紛争当事者に対し、国際法違反の行動は直ちに停止し、国際人道法を始めとする国際法の順守を求め、第三に、周辺勢力や周辺諸国に対し、対立を激化させるような行動を慎むよう求め、第四に、イスラエルや中東諸国との日本独自の関係を活かして、停戦及び人道支援の実施に向けて、あらゆる外交努力を尽くすよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

青森県議会

(第318回定例会・発議第2号・田名部定男外9名提出)

## 大学の学費無償化を目指し、学費軽減の措置を求める意見書

初年度納付金が国立で 81 万 7800 円、私立で平均 135 万 7000 円にも及ぶなど、大学の学費などの負担が、学生や保護者・家族の負担能力を超え重くのしかかっている。最近では、東京大学が学費値上げの意向を示したが、すでに、文部科学省が定める年額の標準額53 万 5,800 円を上回る額への引上げを行う国立大学が相次いでおり、私立大学でも多くの大学が学費を引き上げた。

授業料の引上げの背景には、国立大学法人への運営費交付金の削減や、私立大学への補助金が極めて貧弱なことがある。政府は、平成24年に経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の高等教育の無償化の規定に係る留保を撤回しており、大学をはじめとする高等教育の学費を無償化していく責任がある。

学費の値上げは、学費や生活費を賄うためにアルバイトに時間を割かざるを得ない状況に学生を追い込み、若者の教育を受ける権利を奪うとともに、社会全体にとって大きな不利益を生じさせるものとなる。高等教育の無償化を実現する立場から、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を大幅に増額し、各大学が学費の引上げをせず、引き下げることができるよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

青森県議会

(第318回定例会・発議第3号・安藤晴美外3名提出)

防災・減災、国土強靱化の強力かつ継続的な推進のための措置を求める意見書

現在、国においては、地震・津波対策をはじめ「流域治水」の考え方に基づき、流域全体で水災害を軽減させる取組や土砂災害対策、社会インフラの老朽化対策などの取組を「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として進めているところであり、本県においても、令和2年度までの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と合わせた取組により、本県における国土強靱化は着実に進捗している。

しかしながら、令和3年8月の本県上北及び下北地域を中心とした豪雨災害に続いて、令和4年8月の本県津軽地方を中心とした全県的な豪雨災害においては、県内で初めて線 状降水帯が確認され、鰺ヶ沢町中村川の氾濫による大規模な家屋浸水や、国道280号にお ける土砂崩落等により集落の孤立が発生したことは記憶に新しく、本県における国土強靱 化が未だ道半ばであることが明らかとなった。

令和6年能登半島地震では、半島部での、迂回路が少ないことによる災害リスクが表面 化したところである。二つの半島を有し、県土の三方を海に囲まれた本州最北端の半島の ような地形である本県においても、他人事ではなく、自分事として考え、危機感を持って 備えなければならないことを強く認識している。

また、本県の産業、交流を支えるためにも、ストック、フローの両面から安全で利便性の高いインフラ整備が必要であり、防災・減災、国土強靱化の取組を強力かつ継続的に推進するための措置が必要である。

以上を踏まえ、国においては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策期間中の各年度予算を例年以上の 規模で確保するとともに、5か年の期間終了後も、切れ目無く継続的・安定的に国土強 靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を令和6年内に策定し、必要な予算・ 財源を通常予算とは別枠で確保すること。
- 2 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の地方負担分及び多額の地方単独 費を要する調査等関係業務について、地方財政措置の充実・強化を図ること。
- 3 防災・減災、国土強靱化を着実に進めるために、計画的な事業執行に有効な当初予算で措置すること。また、補正予算で措置する場合については、円滑に事業執行を可能とするための弾力的な運用を講じること。
- 4 防災・減災、国土強靱化の推進に必要な予算確保に加え、災害発生時の迅速かつ円滑 な対応等のため、現場に必要な人員や体制の維持・充実を図ること。
- 5 防災・減災、国土強靱化の取組やそれを支える地域の建設業に対する理解を深めることにより人財確保を図っていくため、若者の建設業への入職が促進されるよう必要な教育や普及啓発の取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月28日

青森県議会